

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

4月14日発行

Vol.542

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

・市内の桜 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 -----	3
浪江町 -----	6
双葉町 -----	12

●新潟県

・ワクチン・検査パッケージ等のためのPCR検査所について----	13
・県外避難者の受入状況 -----	16

4/11 月

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

市内の桜

市内では、4月9日、10日が初夏の陽気となったことから、桜の開花が進み、各所で満開となっています。



2ページをご覧ください。

新潟県新型コロナ
受診・相談センター 番号間違いに注意!!

☎ 025-385-7634

☎ 025-385-7541

☎ 025-256-8275

毎日24時間対応(土日・祝日含む)

4/11 月

市内の桜

市内では、4月9日、10日が初夏の陽気となったことから、桜の開花が進み、各所で満開となっています。

市内の公園や神社などでは、市民の皆さんが新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、桜を楽しむ様子が見られました。



相馬小高神社の枝垂桜



夜の森公園の桜



雲雀ヶ原陸上競技場の桜



小高区の川沿いの桜



さくらホールそば桜平山の桜

南相馬市桜みどころMAP →





南相馬市からのお知らせ

東日本大震災に伴う被災者生活再建支援金の申請期限が延長されました

4月11日HP更新

被災者生活再建支援制度について、申請期限が延長されました。

新たな制度ではありませんので、すでに申請している方はご注意ください。

【申請期限】

	延長前	延長後
基礎支援金	令和4年4月10日まで	令和5年4月10日まで
加算支援金	令和4年4月10日まで	令和5年4月10日まで

被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）と国が、被災者再建支援法に基づき、自然災害によって被災時に居住していた住宅に被害があった世帯へ、住宅の被害の程度と、今後のお住まいをどのようにされるのかに応じて、支援金を支給する制度です。

注意 原子力災害による被害は適用外です。

対象世帯

被災時に居住していた住宅が、東日本大震災によって、次のいずれかに当てはまるようになった世帯

- 「全壊」
- 「半壊」、「大規模半壊」または「住宅の敷地に被害」が生じたと判定され、その住宅をやむをえず解体した
- 「大規模半壊」

支援金の支給額

1世帯あたりの支給額（上限額）は、次の2つの支援金の合計額です。

注意 世帯人数が1人の場合（単身世帯）は、各該当欄の金額の4分の3の額です。

- 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）
- 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

次ページへ続きます 

基礎支援金

り災判定後、震災発生当時居住されていた住宅が「大規模半壊」、「全壊」と判定された方または半壊・大規模半壊・敷地被害で住宅を解体された方が申請できます。

注意 「長期避難」について、南相馬市で該当する世帯はありません。

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円
(単数世帯支給額)	75万円	75万円	37万5,000円

(例)

当初：大規模半壊（50万円）から変更：解体（100万円） 差額50万円の追加支給

加算支援金

基礎支援金の対象となる方で、住宅の再建方法が決定した方が申請できます。

注意 公営住宅へ入居される方は対象にはなりません。

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円
(単数世帯支給額)	150万円	75万円	37万5,000円

注意 支援金が支給された後で、住宅を解体したり、再建方法を賃貸から変更した場合、差額支給を申請できる場合があります。

(例)

当初：賃貸（50万円）から変更：建設・購入（200万円） 差額150万円の追加支給

よくある質問と答え

▶ 制度の概要

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/seidogaiyou311.pdf>



▶ 被災者生活再建支援法Q&A

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/20140417-103946.pdf>



次ページへ続きます 

申請書類

■共通

- 被災者生活再建支援金申請書（東日本大震災用）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/311sinseisyo.pdf>



- 被災者生活再建支援金申請書記入例（東日本大震災用）

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/311kinyurei.pdf>



- 振込先預金通帳の写し（申請者の口座で、名義人カナと口座番号がわかる部分）

■基礎支援金の場合

- り災証明書の原本
- 解体証明書の原本（基礎支援金の申請区分「解体」のみ）（市が発行したもの）

■加算支援金の場合

- 再建後の住宅の工事/売買/賃貸契約書の写し

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5321

避難指示区域別居住状況（3月31日現在）

4月8日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、3月31日現在で4,338人となり、同区域内の住民登録人口（7,329人）に占める居住率は59.2パーセントになりました。

- ▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(3月31日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkousui_040331.pdf



- ▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(3月31日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkou_040331.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223



浪江町からのお知らせ

浪江町Facebook「つながろう なみえ」から

請戸川リバーラインの桜が満開です 

浪江町の桜の名所「請戸川リバーライン」の桜が満開となりました！

請戸川の土手、約1.5kmにわたり、およそ120本のソメイヨシノが咲き誇っています。

現在、夕方以降、桜のライトアップが行われています。光で美しく照らされた桜を楽しむことができます。ライトアップの期間は「桜が散るまで」。



しあわせ金婚夫婦 申し込みのお知らせ

4月13日HP更新

～ご夫婦で築いた しあわせ家族 地域社会に貢献50年～

結婚50周年を迎えられたご夫婦を祝福し、賞状と記念の金メダルが贈られます。自己申告となっていますので、お忘れなくお申し込みください。

対象

昭和47年1月1日から同年12月31日までに結婚された浪江町に住所を置くご夫婦、または、前回までに申し込みされなかったご夫婦

申し込み方法

別紙申込用紙を下記窓口に用意してありますので、必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

電話・FAXでの申し込みも可能です。

【窓口】○浪江町老人クラブ連合会事務局（浪江町社会福祉協議会）

○浪江町役場本庁 介護福祉課

○浪江町役場 各出張所 ・二本松出張所 ・福島出張所 ・いわき出張所

【電話・FAX】浪江町老人クラブ連合会事務局

TEL:0240-34-4685

FAX:0240-35-5555

申し込み締め切り

7月4日（月）厳守

表彰伝達

10月に開催される浪江町高齢者福祉大会にて表彰。

または、希望する方には郵送します。

※ 福島民報新聞紙上、9月の「祝・金婚夫婦」特集で表彰対象者の氏名・年齢が記載されます。

※ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、大会内容の変更、延期もしくは中止することがあります。

問い合わせ

浪江町老人クラブ連合会事務局（浪江町社会福祉協議会）

TEL 0240-34-4685

【定期予防接種】期間内であれば「無料」で受けられます

4月1日HP更新

子どもの定期予防接種

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、予防接種で予防できる病気もあります。

予防接種は、病気ごとにそれぞれ接種に適した時期がありますので、年齢や接種間隔を確認し、計画的に接種しましょう。

■令和4年度定期予防接種

ワクチンの種類	対象者	接種回数	標準的な接種月(年齢) / 接種間隔	備考
BCG	1歳未満の方	1回	生後5カ月から8カ月	
四種混合	生後3カ月以上7歳6カ月未満の方	1期初回：3回	生後3カ月から12カ月の間に20日以上の間隔をおいて3回	
		1期追加：1回	初回終了後12カ月から18カ月の間に1回	
二種混合	11歳以上13歳未満の方	1回	小学6年	
麻しん風しん	1歳以上2歳未満の方	1期：1回	1歳以上2歳未満	
	幼稚園年長児相当年齢の方	2期：1回	幼稚園年長児に相当する年齢	
日本脳炎	生後6カ月以上7歳6カ月未満の方	1期初回：2回	3歳から4歳の間に6日以上の間隔をおいて2回	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方に限り20歳未満まで接種することができます。
		1期追加：1回	初回終了後、おおむね1年あけて1回	
	9歳以上13歳未満の方	2期：1回	9歳から10歳の間に1回	
ヒブワクチン	生後2カ月以上5歳未満の方	接種開始が生後2カ月以上7カ月未満の場合 初回：3回 / 追加：1回	初回接種開始：生後2カ月以上7カ月未満 初回：生後12カ月になるまでの間に27日（医師が認めるときは20日）以上の間隔をおいて3回 追加：初回終了後7カ月以上の間隔をおいて1回	

次ページへ続きます 

ワクチンの種類	対象者	接種回数	標準的な接種月(年齢) / 接種間隔	備考
ヒブワクチン	生後2カ月以上5歳未満の方	接種開始が生後7カ月以上12カ月未満の場合 初回：2回／追加1回		
		接種開始が1歳以上5歳未満の場合 1回		
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2カ月以上5歳未満の方	接種開始が生後2カ月以上7カ月未満の場合 初回：3回／追加：1回	初回接種開始：生後2カ月以上7カ月未満 初回：生後24カ月になるまでに27日以上の間隔をおいて3回 追加：初回終了後60日以上の間隔をおいて生後12カ月になった日以降に1回	
		接種開始が生後7カ月以上12カ月未満の場合 初回：2回／追加1回		
		接種開始が1歳以上2歳未満の場合 2回	60日以上の間隔をおいて2回	
		接種開始が2歳以上5歳未満の場合 1回		
ロタウイルス	令和2年8月1日以後に生まれた方（対象期間はワクチンにより異なる）	1価ワクチン（ロタリックス）：2回	生後6週から24週まで27日以上の間隔をおいて2回	令和2年10月1日から定期の予防接種に追加。 標準的には生後2か月で1回目の接種を始めます。
		5価ワクチン（ロタテック）：3回	生後6週から32週まで27日以上の間隔をおいて3回	
B型肝炎	平成28年4月1日以後に生まれた、1歳未満の方	3回	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間 1回目と2回目は27日以上の間隔をおいて接種。3回目は、1回目から139日以上の間隔をおいて接種。	平成28年10月1日から定期の予防接種に追加。 Hb s 抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与の全部または一部を受けた方については、定期の予防接種の対象者から除かれます。
水痘	1歳以上3歳未満の方	2回	1回目：生後12か月から15か月の間 2回目：1回目の接種終了後6か月以上12か月未満の間隔をおいて1回	

次ページへ続きます 

ワクチンの種類		対象者	接種回数	標準的な接種月(年齢) / 接種間隔	備考
子宮頸がん	サーバリックス	小学6年から高校1年相当の女子	3回	1回目：中学1年 2回目：1回目の接種から1カ月後 3回目：1回目の接種から6カ月後	
	ガーダシル			1回目：中学1年 2回目：1回目の接種から2カ月後 3回目：1回目の接種から6カ月後	

【年齢計算】 年齢の計算は、法律により定められています。誕生日当日で1歳加算されるのではなく、誕生日の前日で加算されます。

※令和4年4月から、子宮頸がん予防ワクチンの接種の積極的勧奨が再開されました。

▶ リーフレット（概要版）

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15895.pdf>



▶ リーフレット（詳細版）

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15896.pdf>



福島県外で接種される方

避難先の市区町村へご相談ください。

浪江町からの依頼書を必要とする場合があります。その際は、浪江町役場へご連絡ください。

また、市区町村によって無料で接種できない場合があります。一度実費をお支払いいただくこととなりますが、浪江町で費用を負担しますので、接種後、請求書に領収書（原本）、予診票（写し可）、振込口座の通帳の写しを添えて請求してください。

▶ 予防接種費用助成申請（請求）書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/8323.pdf>



次ページへ続きます 

高齢者の定期予防接種

ワクチンの種類	対象者	接種期間	接種回数	接種料金														
高齢者肺炎球菌ワクチン	年度内に以下の年齢になる方	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	1回	無料														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳</td> <td>昭和32年4月2日から昭和33年4月1日</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>昭和27年4月2日から昭和28年4月1日</td> </tr> <tr> <td>75歳</td> <td>昭和22年4月2日から昭和23年4月1日</td> </tr> <tr> <td>80歳</td> <td>昭和17年4月2日から昭和18年4月1日</td> </tr> <tr> <td>85歳</td> <td>昭和12年4月2日から昭和13年4月1日</td> </tr> <tr> <td>90歳</td> <td>昭和7年4月2日から昭和8年4月1日</td> </tr> <tr> <td>95歳</td> <td>昭和2年4月2日から昭和3年4月1日</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>大正11年4月2日から大正12年4月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成の有無に関わらず、過去に一度でも高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことがある方は、対象外となります。</p> <p>・60歳以上65歳未満であって心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級に相当する程度の障がい）</p> <p>※助成の有無に関わらず、過去に一度でも高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことがある方は、対象外となります。</p>				対象者	生年月日	65歳	昭和32年4月2日から昭和33年4月1日	70歳	昭和27年4月2日から昭和28年4月1日	75歳	昭和22年4月2日から昭和23年4月1日	80歳	昭和17年4月2日から昭和18年4月1日	85歳	昭和12年4月2日から昭和13年4月1日	90歳	昭和7年4月2日から昭和8年4月1日
対象者	生年月日																	
65歳	昭和32年4月2日から昭和33年4月1日																	
70歳	昭和27年4月2日から昭和28年4月1日																	
75歳	昭和22年4月2日から昭和23年4月1日																	
80歳	昭和17年4月2日から昭和18年4月1日																	
85歳	昭和12年4月2日から昭和13年4月1日																	
90歳	昭和7年4月2日から昭和8年4月1日																	
95歳	昭和2年4月2日から昭和3年4月1日																	
100歳	大正11年4月2日から大正12年4月1日																	
高齢者インフルエンザ	<p>・65歳以上の方</p> <p>・60歳以上65歳未満であって心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級に相当する程度の障がい）</p>	定められた期間内に接種してください。	1回	無料														

福島県外で接種される方

避難先の市区町村へご相談ください。

浪江町からの依頼書を必要とする場合があります。その際は、浪江町役場へご連絡ください。

また、市区町村によって無料で接種できない場合もあります。一度実費をお支払いいただくこととなりますが、浪江町で費用を負担しますので、接種後、請求書に領収書（原本）、予診票（写し可）、振込口座の通帳の写しを添えて請求してください。

▶ 予防接種費用助成申請（請求）書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/8324.pdf>



問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249



双葉町からのお知らせ

双葉町放射線量等検証委員会検証結果報告書の提出について

4月14日HP更新

双葉町放射線量等検証委員会は、令和2年3月4日の避難指示解除準備区域およびJR双葉駅周辺などの一部区域の避難指示の解除以降、委員会を6回開催し、委員による双葉町内の現地視察や、事務局などからの個別説明を受けながら、双葉町内の特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況などを検証してきました。

この6回の委員会を通じて取りまとめられた「双葉町放射線量等検証委員会検証結果報告書」が、4月8日に、同委員会の田中委員長から伊澤町長へ提出されました。



▶ 双葉町放射線量等検証委員会検証結果報告書

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/13907/040413001.pdf>



問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206

双葉町民の避難状況 (3月31日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	11	福井県	2	広島県	3
青森県	18	山梨県	14	山口県	3
岩手県	10	長野県	13	徳島県	-
宮城県	241	岐阜県	7	香川県	-
秋田県	13	静岡県	28	愛媛県	5
山形県	18	愛知県	12	高知県	-
茨城県	453	三重県	1	福岡県	7
栃木県	153	滋賀県	1	佐賀県	3
群馬県	36	京都府	12	長崎県	5
埼玉県	756	大阪府	8	熊本県	1
千葉県	165	兵庫県	2	大分県	5
東京都	363	奈良県	1	宮崎県	2
神奈川県	165	和歌山県	-	鹿児島県	12
新潟県	120	鳥取県	-	沖縄県	4
富山県	11	島根県	13	国外	6
石川県	11	岡山県	4	合計	2,718

(前月 2,719)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	239	鏡石町	15	三春町	31
会津若松市	41	天栄村	3	小野町	1
郡山市	639	下郷町	2	広野町	36
いわき市	2,144	只見町	2	檜葉町	10
白河市	181	南会津町	0	富岡町	9
須賀川市	66	猪苗代町	1	川内村	3
喜多方市	6	会津坂下町	12	大熊町	4
相馬市	55	会津美里町	3	浪江町	6
二本松市	17	西郷村	32	葛尾村	1
田村市	15	泉崎村	8	新地町	8
南相馬市	264	中島村	2	合計	3,975
伊達市	12	矢吹町	24	(前月 3,980)	
本宮市	43	棚倉町	13		
桑折町	4	埴町	7		
川俣町	1	石川町	0		
大玉村	11	平田村	4		

避難者総数

6,693

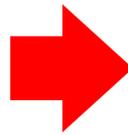
(前月 6,699)

ワクチン・検査パッケージ等のための PCR検査所について

4月12日更新

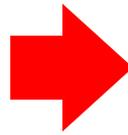
検査対象者の要件が追加されました。

 **新潟会場**
検査予約はこちらから



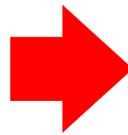
<https://vtp-niigata.com/>

 **三条会場**
検査予約はこちらから



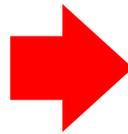
<https://sanjo-vtp.com/>

 **長岡会場**
検査予約はこちらから



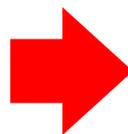
<https://nagaoka-vtp.com/>

 **上越会場**
検査予約はこちらから



<https://covid-kensa.com/joetsu.html>

 **民間薬局 (予約不要)**
対応店舗はこちらから



<https://niigata-corona-kensa.com/>

▶ 民間薬局で検査を受ける際の注意事項 (PDF)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/297716.pdf>



次ページへ続きます 

■検査の趣旨

感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動の継続を可能とすることを目的として、PCR検査所を設置します。

また、感染不安を感じる無症状の県民の方についても無料検査の対象とします。（令和4年4月30日までを予定）

※ワクチン検査パッケージとは

新型コロナウイルス感染症対策と、日常生活の回復や社会経済活動継続の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、飲食店やイベント主催者等が利用者の検査結果の陰性を確認することにより、感染リスクを抑えながら、飲食やイベント、人の移動等様々な行動制限を緩和するための制度です。

■検査対象者

次のいずれかに該当する方が対象となります

(1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業（県内・県外在住者対象） 6月30日まで

飲食、イベント、旅行などの経済社会活動を行うにあたり検査を必要とする無症状の方（県外からの往来者も検査を受けることができます。）

注意 上記の場合は、検査の受付時に検査受検の目的を証する書類等（目的となる飲食、イベント、旅行・帰省などの概要・日付が分かるもの）の提示を求めるとします。
なお、該当書類がない場合は、申立書の提出に代えることも可能とします。

※令和4年4月1日以降、対象者の要件が追加されました。

1. ワクチン3回目接種未了の無症状の方を原則とします。

ただし、対象者全員検査等および高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合など、3回目接種完了者であっても定着促進事業による検査を受検する必要が認められる場合は、受検できます。

この場合、検査受検の目的を証する書類などの提示や申立書への記入が必要です。

2. 検査は原則として抗原定性検査により実施します。

ただし、受検者が10歳未満であること。または高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定されること。これらの事由に該当する場合はPCR検査を受検できます。

この場合、検査受検の目的を証する書類などの提示や申立書への記入が必要です。

なお、県内在住者に限り、4月30日までは感染不安を理由として(2)でPCR検査を受けることができます。

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業（県内在住者対象） 4月30日まで

感染不安を感じる県内在住の方（ワクチン接種歴の有無は問いません）

※有症状の方は、これまでと同様、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センターにご相談ください。

次ページへ続きます 

■設置場所など

当日現地受け付けも可能ですが、各日回数に上限があるため、事前にホームページからの予約、または電話での確認をお勧めします。

(1)新潟県ワクチン・検査パッケージ等PCR検査所（PCR検査）

会場	設置場所	受付時間
新潟会場	新潟市中央区花園1-1-14 「にいがたPCR検査センター」	午前9時～午後4時 ・午前9時～11時30分 ・午後0時30分～4時
長岡会場	長岡市台町2-8-35 ホテルニューオータニ長岡 ショッピングアーケード パティオ内1階	午前9時～午後4時30分 ・午前9時～11時30分 ・午後0時30分～4時30分
三条会場	三条市須頃1-17 メッセピア 三条市須頃1-20 リサーチコア ※日によって会場が異なります。	午前9時～午後4時 ・午前9時～11時30分 ・午後0時30分～4時
上越会場	上越市藤野新田175-1 上越市観光物産センター2F ※専用の入口をご利用ください。	午前9時30分～午後5時30分 (定休日：月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌日) ※抗原定性検査も受付が可能です。

(2)薬局（334カ所）（PCR検査、抗原定性検査）

▶検査実施事業者一覧（PDF）

https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/484180_1229522_misc.pdf



■費用 無料

■ワクチン・検査パッケージ等コールセンター

検査体制に関するコールセンターを開設しました。

- ・設置場所 県医療調整本部
- ・電話番号 025-256-8698
- ・受付時間 午前9時～午後5時
- ・開設期間 令和3年12月27日（月）～令和4年6月30日（木）

問い合わせ

新潟県医療調整本部 地域外来検査グループ

TEL 025-256-8474

県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	824	燕市	52	聖籠町	-
長岡市	185	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	62	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	481	五泉市	16	阿賀町	-
新発田市	141	上越市	24	出雲崎町	-
小千谷市	7	阿賀野市	32	湯沢町	7
加茂市	9	佐渡市	23	津南町	-
十日町市	13	魚沼市	2	刈羽村	22
見附市	15	南魚沼市	5	関川村	-
村上市	43	胎内市	28	粟島浦村	-
		合計	2,006		

(前月 2,014)

3月31日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	5
2 借上げ仮設住宅	32
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,969
1+2+3 (市町村把握分)	2,006
4 病院	0
5 社会福祉施設	5
合計	2,011

(前月 2,019)

問い合わせ

防災局 防災企画課 防災事業係

TEL 025-282-1606

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2022.4.14現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511